

令和2年度市原市ふるさと名物応援事業募集要領

1. 事業の目的

「小湊鉄道が結ぶ市原の魅力」をふるさと名物として特定した「ふるさと名物応援宣言」に基づき、「小湊鉄道」を軸として多様な事業者を連携させながら、新商品の開発や観光ツアーの企画など、地域の特性や市内の多様な地域資源を活かした取組を支援します。

2. 応募の概要

(1) 応募することができる事業者

以下の①～②の要件すべてを満たしている事業者とします。

- ① 市原市内に事業活動拠点を有するもの(以下「事業者」という。)または事業者を2者以上含み、かつ、事業者が構成員の過半数を占める団体(以下「団体」という。)であること。
- ② 市税を滞納していないこと。

(2) 対象となる事業

以下の①～③の要件すべてを満たしている事業とします。

- ① 市原市内において、実施する事業であること。
- ② 複数の地域資源を活用した商品や新規サービスの開発を行うための事業その他の事業であつてふるさと名物応援宣言に合致するものであること。
- ③ 国、県又は市の他の補助金の対象とならない事業であること。

(3) 補助金額・対象経費等

① 補助金額

補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額を補助し、50万円を限度とします。

※試作品の販売等に伴う収入が発生した場合には、当該収入を補助対象経費の額から控除します。

※補助金の額について1,000円未満は切り捨てます。

② 対象経費

事業年度内における補助対象事業の実施に要する経費とします。ただし、次に掲げる経費は対象外となります。

- ・経常的な管理運営費
- ・不動産の購入費及び購入に要する経費
- ・他の目的に転用できる備品の購入費
- ・飲食費
- ・その他地域産業活性化の事業に適さないと認められる経費

3. 募集期間

令和2年9月1日(火)～令和2年9月30日(水)(必着)

4. 応募方法

企画提案書に必要な事項を記入し、商工業振興課まで郵送または持参してください。

※企画提案書は商工業振興課において配布するほか、市原市のウェブサイトからダウンロードできます。

5. 選考方法・結果通知

企画提案書の内容について、下記の選考基準に基づいて選考を行い、採択・不採択の決定をします。選考結果は、代表者の方に書面にて通知します。

※選考に先立ち、必要に応じて応募事業者に対してヒアリングを実施します。

※選考の際、応募事業者による事業説明を依頼する場合があります。

※下記のすべての項目について、一定の基準を満たしていない場合は、応募事業者数に関わらず不採択となります。

○選考基準

1 創意工夫	地域資源の活用など市原市の特性や強みを活かした、創意工夫による新たな取り組みが見られるか。
2 実現性	具体性のある実現可能な企画や組織体制となっているか。
3 発展性	当該事業が一過性のものでなく、事業者のビジョンや計画に基づくものであり、今後の更なる事業展開などが期待できるか。
4 顧客志向	実施者として、顧客満足度を高めるためには何が必要かという考えをもち、その考えに基づいた事業となっているか。

6. 応募及び採択後の流れ

内は手続きに必要な提出書類です。

※は「市原市ふるさと名物応援事業費補助金交付要綱」に定められた書式です。

①応募	<p>申請者は下記書類に必要事項を記入して応募してください(趣旨に合致しないものについては受理しませんのでご注意ください)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画提案書 ・事業者の活動がわかる書類(規約等)があれば添付してください。
②選考	<p>市は企画提案書の内容について審査し、選考基準に基づき選考を行います。また、必要に応じてヒアリングや事業説明をお願いする場合があります。なお、提案内容について市原商工会議所などの関係団体に意見照会する場合があります。</p>
③結果の通知	<p>市は選考結果を「採択(不採択)通知書」により申請者に通知します。</p>
④補助金交付申請	<p>申請者は採択された日から2週間以内に下記書類を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請書(※) ・「納税完納証明書」(個人事業者の場合は個人名、法人の場合は法人名の証明書となります。)
⑤補助金交付決定	<p>市は補助金の交付を決定したときは「補助金交付決定書」により通知します。</p>
⑥事業の実施	<p>⑦前金払</p> <p>前金払を受ける場合は下記書類を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金前金払申請書(※) ・補助金前金払請求書(※)
⑧実績報告	<p>申請者は事業終了後に「事業完了報告書」を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実績報告書(※) <p>(収支決算書、実施内容報告書、アンケート、事業経費に係る領収書など)</p>
⑨事業の検証	<p>市は実績報告書をもとに事業の成果、課題等についてヒアリングを行います。</p>
⑩補助金の額の確定	<p>市は「補助金交付確定通知書」により補助金額を代表者に通知します。</p>
⑪補助金の請求	<p>代表者は下記の書類により市に補助金を請求してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付請求書(※)
⑫補助金の交付	<p>市は⑪の請求にもとづき補助金を交付します。</p>

7. その他留意事項

(1) 企画提案書の書き方

- ・募集要領の記載内容を十分にご確認ください。
- ・書類の記入については、鉛筆は使用しないでください。
- ・提出はすべてA4サイズの用紙をお願いします。
- ・事業者の規約、定款、広報等の活動がわかるような書類がありましたら添付してください。

(2) 応募に際して

- ・1 事業者につき応募ができるのは、1 事業のみとなります。
- ・提出された書類はお返しできませんので、必要に応じて提出前にコピー等を取っておいてください。

(3) 補助金の交付に関して

「市原市ふるさと名物応援事業費補助金交付要綱」に定められた内容に従ってください。

(4) その他

本事業の要綱や各種様式については、市原市のウェブサイトに掲載しています。

8. 申込み・問合せ先

市原市役所 商工業振興課 商業振興係（第2庁舎4階）

〒290-8501 市原市国分寺台中央1-1-1

電話番号 0436-23-9870

※申込・問合せについては、土・日・祝日を除く、平日の8:30~17:15となります。